ニュージーランド
（New Zealand）

通　　信

Ⅰ　監督機関等

１　ビジネス・イノベーション・雇用省（MBIE）

Ministry of Business, Innovation and Employment

Tel.	＋64 4 472 0030
URL	https://www.mbie.govt.nz/
所在地	15 Stout Street, Wellington 6011, NEW ZEALAND
幹　部	Paul Goldsmith（メディア・通信担当大臣／Minister for Media and Communications）

所掌事務

省庁再編により旧経済開発省（MED）を統合し、2012 年 7 月に設立された。政府デジタル化担当大臣が ICT 部門の振興政策及び情報通信分野の規制一般を所掌する。

２　商務委員会

Commerce Commission

Tel.	＋64 4 924 3600
URL	https://www.comcom.govt.nz/
所在地	Level 9, 44 The Terrace, Wellington 6011, NEW ZEALAND
幹　部	John Small（委員長／Chair） Tristan Gilbertson（電気通信委員／Telecommunications Commissioner）

所掌事務

「1987 年電気通信法」の 2001 年改正により、商務委員会内に 1 名の電気通信委員が任命された。電気通信委員は主に以下の事項を所掌する。

・アクセスに関する諸決定
・指定サービスの料金に関する諸決定及び見直し
・電気通信サービス義務の評価と関連事項の諸決定

・付加サービス規制

Ⅱ　法令

１　2001 年電気通信法（Telecommunications Act 2001）

1988 年に制定された電気通信分野における基本法令であり、2001 年 12 月に改正された。主に、電気通信分野における商務委員会並びに電気通信委員の役割、また、電気通信分野の規制対象サービスについて規定し、電気通信分野における競争の促進を図っている。

なお、2018 年 11 月改正により、2022 年 1 月より光ファイバ接続サービスに関して、新しい事業者規制枠組が設定された。新たな枠組みでは、光ファイバ網が使用できない地域においては、銅線網サービスの規制が維持される一方で、光ファイバ網が使用可能となった地域では同規制を解除・撤廃すると規定している（同法案第 7 条）。同時に、銅線網が撤収されることとなった地域の加入者に対する告知義務等を規定した「銅線網撤廃コード（Copper Withdrawal Code）」の策定を商務委員会に対して義務付けている（同法案附則 3）。

２　1989 年無線通信法（Radiocommunications Act 1989）

無線通信分野における基本法令であり、1990 年に施行された。同法の施行により、商用周波数の利用が可能になった。更に、同法により、周波数割当及び免許付与、周波数計画、周波数政策の決定等の権限が、MBIE に付与されている。

Ⅲ　政策動向

１　免許制度

ニュージーランドでは、通信事業は原則的に登録制であり、通信事業免許は存在しない。ただし、周波数利用のための免許付与については、「1989 年無線通信法」に規定されている。スパーク（Spark、旧テレコム・ニュージーランド（Telecom New Zealand））に対しては、外資保有規制が課せられ、定款に基づき、外国籍の者が 49.9%を超えて株式を保有する場合には、政府及び役員会の事前の文書による承認が必要となる。

２　競争促進政策

テレコム・ニュージーランドの構造分離

テレコム・ニュージーランドは 2011 年 11 月、アクセス網部門であるコーラス（Chorus）の構造分離を完了し、コーラスは独立した設備事業者として固定通信の卸売サービスを開始した。

この構造分離により、「超高速ブロードバンド（Ultra-Fast Broadband：UFB）・イニシアチブ」において、コーラスは光ファイバ網をオープン・アクセスで提供する。一方、スパークはこの光ファイバ網を利用した FTTH 小売サービスを提供

する一事業者となる。なお、コーラスは UFB 計画と同時に推進される「ルーラル・ブロードバンド（Rural Broadband：RB）・イニシアチブ」にも併せて参加している。

３　情報通信基盤整備政策

（１）超高速ブロードバンド・イニシアチブ

2009 年 9 月、政府は「超高速ブロードバンド・イニシアチブ」（以下、UFB 計画）を立ち上げた。UFB 計画は当初、2019 年までに国内の全建造物の 75%が FTTH サービスに接続可能となることを目標としたが、2017 年 8 月に同目標値は 2022 年までに 87%へと引き上げられた。

UFB 計画における設備事業者は、各担当市区でネットワークの建設と運営を行う「地域ファイバ事業者（Local Fibre Companies：LFC）」である。各 LFC はそれぞれの事業母体と政府が折半投資で設立する事業者であり、政府はこの出資を管理するための持株会社クラウン・ファイバ・ホールディングス（Crown Fibre Holdings：CFH）を設立した（2017 年 9 月に Crown Infrastructure Partners（CIP）と改称）。

LFC にはコーラス、新規参入事業者の Enable、Northpower Fibre、UltraFast Fibre（現 Tuatahi First Fibre）の計 4 社が選定され、コーラスは首都ウェリントン、最大都市オークランドを含む全国域の市区、Enable は国内第 3 の都市クライストチャーチを含む南島カンタベリー地方、UltraFast Fibre は北島のハミルトン都市圏（人口第 4 位）、タウランガ都市圏（人口第 6 位）、ニュープリマス都市圏（人口第 11 位）等の計 6 都市圏、Northpower Fibre は北島のタウランガ都市圏（人口第 6 位）を所管地域としている。

2022 年 12 月に政府は、12 年間にわたる UFB 計画の完了を発表した。計画には総額約 18 億 NZD が割り当てられ、412 の市町村において、国民の 87%が UFB ファイバにアクセスできるようになり、180 万以上の家庭や企業が UFB ネットワークに接続できるようになったと報告されている。

（２）ルーラル・ブロードバンド・イニシアチブ

2009 年 9 月、政府は、UFB 計画の対象外となるルーラル地域や遠隔地域に対して、ブロードバンド・サービスを提供するための施策として「ルーラル・ブロードバンド・イニシアチブ」（以下、RB 計画）を開始した。

RB 計画によるブロードバンド網は、政府出資及びユニバーサル・サービス基金である電気通信開発負担金からの出資により、民間の通信事業者が構築する。

RB 計画は 2016 年 6 月に第 1 フェーズを終了し、同年 10 月より第 2 フェーズが開始されている。政府は 2018 年 12 月に第 2 フェーズの拡大を発表し、移動体通信の空白地解消政策である「移動体空白地（Mobile Black Spot：MBP）プログラム」との連携により、ルーラル地域における約 1 万の建造物に対するブロード

バンド環境の改善、同時に、全国 1,400km に達する高速道路と 168 か所の観光エリアに移動体カバレッジを展開する計画を示している。

政府は 2018 年 12 月、UFB 計画、RB 計画第 2 フェーズ、MBP プログラムの三つの政策により、2024 年 11 月末までに国民の約 99.8%にブロードバンド接続を提供する計画であることを明らかにしている。

４　ICT 政策

（１）国家デジタル戦略

ニュージーランド政府は 2022 年 9 月に新たな国家デジタル戦略「The Digital Strategy for Aotearoa」を公表した。同戦略は「信頼」「インクルージョン」「成長」を三つの柱として構成されている。

政府は、2015 年から 2020 年までに、デジタル分野が国内経済成長に大きく貢献しており、国内経済全体よりも 77%成長率が高かったとする。また、経済水準の同等な諸外国よりもサイバーインシデント件数を削減する、国民へ高速インターネットを提供する、デジタル／ICT 産業を有力な輸出分野にすること等を目標に設定しており、今後も新技術、新たな課題及び機会に対応して同戦略を発展させていく方針である。

2022 年 12 月には、ニュージーランド政府は、デジタル接続ネットワークに関する新しい 10 年間のビジョン「Lifting Connectivity in Aotearoa」を発表した。同計画は、島全体のデジタル接続ネットワークの将来のビジョンについて、特に農村部や遠隔地コミュニティにおける接続インフラへのアクセスを改善するという目標を設定している。

（２）デジタル ID 保護政策

政府は、2023 年 4 月に「2023 年デジタル ID サービス信頼性枠組法（Digital Identity Services Trust Framework Act 2023）」を施行した。

政府は、国内において、銀行口座の開設、病歴の共有、オンライン事業の運用、政府サービスへの申請等において、デジタル ID の統一基準が設定されていないことを懸念し、同法により、安全性の高い ID サービスを認定するための規制枠組を導入した。

同法では、安全性の高い ID サービス・には政府認定の「トラストマーク」が付与され、関連する手続を簡素化することが可能になる。トラストマークが付与されたデジタル ID サービス・プロバイダに義務付けられる事項は、個人情報に関する事前許可申請要件等となる。

Ⅳ　関連技術の動向

基準認証制度

電気、電子及び無線機器の販売及び使用には、技術基準と EMC 規格への適合

が求められる。基準認証手続は、対象となる機器のリスクによりレベル 1 から 3 まで設定され、それぞれ要件が異なる。すべてのレベルで機器供給者による自己適合宣言が必要であるが、レベル 2 では適合試験結果等の適合証明が、レベル 3 では認定試験機関による認証が必要となる。なお、周波数免許、一般使用免許に基づく無線設備に関しては、免許枠組の中で取り扱われる（電波／Ⅱ－１の項参照）。

Ⅴ　事業の現状

１　固定電話

固定電話の加入者数減少が顕著である。主な事業者はスパーク、One ニュージーランド（One New Zealand、旧ボーダフォン・ニュージーランド（Vodafone New Zealand））である。One ニュージーランドには旧テルストラクリア（TelstraClear）所有の HFC ケーブルを使用したサービスが存在するが、原則として、固定電話は、LFC からの卸売サービスを使用した小売サービスである。

２　移動体通信

スパーク、One ニュージーランド、2degrees が移動体通信の設備事業者である。

上記の 3 事業者はルーラル地域に移動体カバレッジを拡げることを目的とした合弁会社 Rural Connectivity Group（RCG）を 2017 年 1 月に設立し、インフラ共用により、非採算地域でのネットワーク展開を推進している。

5G サービスは、NSA 方式で One ニュージーランドが 2019 年 12 月から、スパークが 2020 年 7 月から、2degrees が 2022 年 2 月から商用サービスを開始している。一方、SA 方式については、スパークが 2023 年 1 月にトライアルを実施、同年 7 月にネットワークの構築を開始している。他の 2 社は SA 方式には具体的には着手していない。

３　インターネット

2023 年度の固定ブロードバンドの接続方式は、FTTx 加入数が約 7 割を占め、DSL やケーブルモデム少数派である。そのほかに主として無線接続からなる接続方式も根強く支持されている。

主な固定ブロードバンド提供事業者は、スパーク、One ニュージーランド、2022 年 7 月に ISP 事業者ヴォーカス・ニュージーランド（Vocus New Zealand）と合併し、総合通信事業者としての事業展開を進める 2degrees である。

Ⅵ　運営体

１　スパーク

Spark New Zealand

Tel.	＋64 4 498 9481
URL	https://www.sparknz.co.nz/
所在地	Spark City, 167 Victoria Street West, Auckland Central, Auckland 1010, NEW ZEALAND
幹　部	Jolie Hodson（最高経営責任者／CEO and Executive Director）

概要

1987 年 4 月に国営企業テレコム・ニュージーランドとして設立された。固定電話、移動電話、小売ブロードバンド市場のすべてで最大シェアを有している。2014 年 8 月に名称をスパークと変更した。同社は 2011 年 11 月にアクセス網部門をコーラスとして構造分離したため、固定通信に関しては設備を有さないサービス事業者である。

２　One ニュージーランド

One New Zealand

Tel.	＋64 9 355 2007
URL	https://one.nz/
所在地	74 Taharoto Road, Takapuna, Auckland 0622, NEW ZEALAND
幹　部	Jason Paris（最高経営責任者／CEO）

概要

1998 年にボーダフォン・ニュージーランドとして設立された。2012 年 10 月にオーストラリアの通信事業者テルストラ（Telstra）の在ニュージーランド法人であったテルストラクリアを買収、同社の固定設備及びサービスを継承した。

ボーダフォン・グループは 2019 年 7 月、同社の株式を国内インフラ投資事業者 Infratil に完全売却、当初はボーダフォンのブランドを維持したが、2023 年 4 月に社名を One ニュージーランドに変更した。

３　Crown Infrastructure Partners（CIP）

URL	https://www.crowninfrastructure.govt.nz/
所在地	Level 22, Vero Centre, 48 Shortland Street, Auckland 1010, NEW ZEALAND
幹　部	Graham Mitchell（最高経営責任者／CEO）

概要

政府が推進する UFB 計画により構築されたネットワークを管理・運営する 100％政府出資の株式会社である。CIP は LFC の選定を行い、これらを持株会社として管理する役割を有する。2017 年 9 月に Crown Fibre Holdings（CFH）よ

り改称した。

なお、CIP は 2024 年 12 月に「国家インフラ庁（National Infrastructure Agency）」として再編される予定であり、政府の 30 か年計画である「国家インフラ計画（National Infrastructure Plan）」に基づき、官民共同プロジェクトを主導する役割を担うこととなる。

放　　送

Ⅰ　監督機関等

１　ビジネス・イノベーション・雇用省（MBIE）

（通信／Ⅰ－１の項参照）

所掌事務

メディア・通信担当大臣が放送部門の振興政策及び情報通信分野の規制一般を所掌する。

２　文化遺産省

Ministry for Culture and Heritage

Tel.	＋64 4 499 4229
URL	https://www.mch.govt.nz/
所在地	Level 1, Public Trust Office Building, 131 Lambton Quay, Wellington 6011, NEW ZEALAND
幹　部	Paul Goldsmith（メディア・通信担当大臣／Minister for Media and Communications）

所掌事務

1999 年 9 月に設立。芸術、文化、放送関連分野を所掌する。放送に関する政策策定はメディア・通信担当大臣が所掌する。

Ⅱ　法令

1989 年放送法（Broadcasting Act 1989）

放送事業の規制緩和を実施する内容を含むもので、具体的には、放送市場への競争原理の導入、衛星放送、ケーブルテレビ等の新規事業の認可、広告放送の自由化、番組の質の向上等を目的としている。

Ⅲ　政策動向

１　免許制度

商業放送については当該用途の周波数帯の利用免許を取得することが必要となる。事業あるいは放送内容に関してはNZ On Air（旧称・放送委員会）及びBSA（放送基準（倫理）委員会）の監視対象となる。また、地上放送事業者には「1989年放送法」に基づき「放送実施規範（Code of Broadcasting Practice）」の順守が求められる。外資保有については「1989年放送法」には制限条項が存在しない。

２　公共放送関連政策

テレビジョン・ニュージーランド（Television New Zealand：TVNZ）とラジオ・ニュージーランド（Radio New Zealand：RNZ）がクラウン・エンティティ（Crown Entity）と称される、政府が政策目的のために一定程度の所有権を有する企業と位置付けられている。株式の一般公開は実施されておらず、100％政府保有の株式会社である。

３　地上デジタル放送

2007年5月より地上デジタル放送が開始された。放送規格はDVB-T方式（欧州方式）を採用している。2013年12月に地上放送はデジタル方式に完全に移行し、アナログ停波が実施された。

Ⅳ　事業の現状

１　ラジオ

公共放送RNZが4系統の放送を実施している。商業放送はNZME Radio及びMediaWorks New Zealandの2事業者が代表的である。このほかに、Niu FM（公的資金による放送）やマオリ族系の放送局も存在する。

２　テレビ

公共放送のTVNZがTV1、TV2、TVNZ Dukeの3系統で地上放送を行っている。商業放送ではMediaWorks New Zealand、有料放送のスカイ・ネットワーク（SKY Network）が運営するSky Open、カナダ資本により2012年4月に新規参入したEdenが全国放送を実施している。

３　衛星放送・ケーブルテレビ

衛星放送は、スカイ・ネットワークが衛星直接受信（DTH）方式での放送を行っており、市場を独占している。ケーブルテレビは、かつてはテルストラクリア（現Oneニュージーランド）が主要都市で提供していたが、現在、国内でケーブル網を提供する事業者は1社のみで、接続可能世帯が約24万に過ぎないことから、今後のサービス存続が難しい状況にある。

Ⅴ　運営体

テレビジョン・ニュージーランド（TVNZ）

Television New Zealand

Tel.	＋64 9 916 7000
URL	https://tvnz.co.nz/
所在地	TVNZ Television Centre, 100 Victoria Street West, PO Box 3819 Auckland, NEW ZEALAND
幹　部	Alastair Carruthers（会長／Chairman） Jodi O’Donnell（最高経営責任者／CEO）

概要

1988 年 12 月に、ニュージーランド放送協会（Broadcasting Corporation of New Zealand：BCNZ）のテレビ部門が分離し、株式の 100%を政府が所有する株式会社として発足した。2023 年 3 月に RNZ と経営統合し、新事業者のアオテアロア・ニュージーランド公共メディアへと業態変更する計画であったが、合併計画は中止されている。

電　　波

Ⅰ　監督機関等

１　監督機関

ビジネス・イノベーション・雇用省（MBIE）

（通信／Ⅰ－１の項参照）

所掌事務

MBIE 内の建設・資源市場局（Building and Resource Markets Group）が電波行政を所掌する。同局配下にある、通信・インフラ・貿易部（Communications, Infrastructure and Trade Branch）の無線周波数管理課（Radio Spectrum Management：RSM）が周波数割当、免許付与、電波監視、基準認証等の電波管理業務を所掌する。

２　標準化機関

ニュージーランド標準化協会（SNZ）

Standards New Zealand

Tel.	＋64 3 943 4259
URL	https://www.standards.govt.nz/
所在地	15 Stout Street, Wellington 6011, NEW ZEALAND
幹　部	Sanjai Raj（経営責任者／Executive）

所掌事務

1932 年に設立され、現在は MBIE 内のビジネス・ユニットとなっている。ISO や IEC においてニュージーランドを代表する標準化機関である。オーストラリア標準化協会等との協力関係を有する。

Ⅱ　電波監理政策の動向

１　電波監理政策の概要

「1989 年無線通信法」の成立により、それまでの行政管理的な免許制度に加え、周波数の価値の最大化を図る目的の下で電波監理に市場メカニズムを導入し、世界に先駆けて周波数利用権を取引可能な所有権ととらえる法的枠組が整備された。更に 2000 年の同法改正により、政府機関が周波数の管理権を売却又はオークションにかけることが可能となり、2 次市場での管理権の割当て、譲渡、リース等の取引が可能となった。

無線局免許は「1989 年無線通信法」及びその関連規則により規定されている。無線局免許は、以下の三つの枠組みからなる。

①使用する機器や用途が特定された無線免許（Radio Licence）

②特定の周波数帯の管理権を与えるスペクトル免許（Spectrum Licence）、又は管理権（Management Right）

③特定の周波数帯において免許取得の必要なく無線機器の使用を認める一般使用免許（General User Licence）

２　周波数再編

2023～2027 年の周波数アウトルック

RSM は 2023 年 2 月、「Five-Year Spectrum Outlook 2023-2027」の草稿版を発表した。24-30GHz 帯及び 600MHz 帯の再編、6GHz 帯による Wi-Fi 6E の使用に関する調査、3.34-3.4GHz 帯、3.4-3.46GHz 帯、3.8-4.2GHz 帯並びに 24-30GHz 帯の 5G 使途での配分、等が検討項目として挙げられている。

2023 年 10 月には、RSM より 24-30GHz 帯周波数の利用検討が開始されたことが発表された。2026 年に同周波数帯が市場に提供される予定である。

３　周波数割当

RSM は 2023 年 5 月に直接割当方式（direct allocation process）により、3.5GHz 帯域の 80MHz の周波数をスパーク、2Degrees、One ニュージーランドの 3 事業

者に割り当てた。MBIE は 2022 年 10 月に全国での 5G サービスの展開を加速し、地方の接続性を改善するためには直接割当で長期免許を割り当てることが好ましいとし、2023 年 7 月に上記 3 社に対して期間 20 年間の免許を割り当てた。

Ⅲ　周波数分配状況

周波数分配表である「Table of Radio Spectrum Usage in New Zealand（PIB 21）- Issue 11」は 2021 年 6 月に改定された。

・周波数分配表 URL（2021 年 6 月第 11 版）：https://www.rsm.govt.nz/assets/Uploads/documents/pibs/table-of-radio-spectrum-usage-in-new-zealand-pib-21.pdf